

令和5年2月28日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

建築基準法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集の結果について
(うち関係省令案部分)

国土交通省では、令和4年10月11日(火)から11月9日(水)までの期間において、建築基準法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集を行いました。このうち関係省令について寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築基準法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※1の団体から合計1件のご意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

○建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の一部改正に関するご意見

パブリックコメントにおけるご意見	国土交通省の考え方
本改正により新たに建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第2項及び第4項の規定の対象となる特定建築物及び特定建築設備等の定期点検について、点検に係る予算の確保等のため、3年間の経過措置を設けるべき。	ご指摘を踏まえ、新たに法第12条第2項及び第4項の規定の対象となる特定建築物及び特定建築設備等で、本改正の施行の際現に存するもの等の最初の点検については、最長3年間の経過措置を設けることといたしました。